

島根労働局発表
令和6年9月13日

担当 雇用環境・均等室
室長 鈴木圭
雇用環境改善・均等推進指導官
宮崎聖児
TEL 0852 - 31 - 1161



女性活躍推進法に基づく「プラチナえるぼし」企業を認定！ 金融業では中四国地方初！！ プラチナくるみんとのダブル認定は中国地方初！！

島根労働局（局長 いわみひろふみ 岩見浩史）では、今般、株式会社山陰合同銀行を女性活躍推進法に基づく「プラチナえるぼし」企業として認定しました。

プラチナえるぼし認定は、えるぼし認定企業がさらに女性の活躍推進に取り組み、その取り組み状況が特に優良と認められた場合に厚生労働大臣の認定を受けることができる制度です。（資料2参照）

プラチナえるぼし認定は金融業で中四国地方初となります。また、株式会社山陰合同銀行は平成30年にプラチナくるみん認定を受けているため、今回のプラチナえるぼし認定により「プラチナダブル認定」は中国地方初の企業となります。

《プラチナえるぼし認定企業》

株式会社山陰合同銀行

《認定通知書交付式》

- 1 日 時 令和6年9月24日（火）午後3時～
- 2 会 場 株式会社山陰合同銀行 本店
（松江市魚町10番地）

島根労働局長より株式会社山陰合同銀行へ認定通知書の交付を行います。



※認定マークについて

「L」には、Lady（女性）、Labour（働く、取り組む）、Laudable（賞賛に値する）など様々な意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。

愛称「えるぼし」には、企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」が込められています。

- 資料1 認定基準に関する実績
- 資料2 女性活躍推進法に基づく認定制度の概要
- 資料3 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況

認定基準に関する実績

1 企業の概要

株式会社山陰合同銀行

代表者：取締役頭取 山崎 徹

所在地：松江市魚町10番地

労働者数：2,686人（女性1,617人）〈令和6年3月31日現在〉

業種：金融業



2 一般事業主行動計画の内容と取組結果

(1) 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

(2) 行動計画目標・取組内容

目標1：女性管理職(係長相当職以上)の女性管理職比率を25%以上

目標2：年次有給休暇取得率を80%

(3) 達成状況

目標1：令和5年度女性管理職(係長相当職以上)の女性管理職比率 28.9%（目標達成）

目標2：令和5年度年次有給休暇取得率 90.0%（目標達成）

3 認定の内容

認定日 令和6年8月19日

認定 プラチナえるぼし

4 プラチナえるぼし認定に係る実績（直近の事業年度：令和5年4月1日～令和6年3月31日）

認定の主な基準	実績
<p>【評価項目1：採用】 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること</p> <p>① 正職員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること</p> <p>② 正職員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること（正職員に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみに該当すれば足りる）</p>	<p><達成> ①と②に該当している。</p> <p>① 46.0% ≥ 4割（産業平均値48.8%が4割を超えるため）</p> <p>② 総合職 49.2% ≥ 26.2%</p>
<p>【評価項目2：継続雇用】 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること</p> <p>① 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること。 ※期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。</p>	<p><達成> ①に該当し、以下の通り、雇用管理区分ごとに8割以上である。</p> <p>1 総合職 (A) 女性の平均継続勤務年数 14.11年 (B) 男性の平均継続勤務年数 17.53年 (A)／(B) = 0.80</p> <p>2 特別技能職 (A) 女性の平均継続勤務年数 10.50年 (B) 男性の平均継続勤務年数 4.90年</p>

<p>② 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ9割以上であること。 ※新規学卒採用者等として雇い入れた労働者であった、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。</p>	<p>(A)／(B) = 2.14</p> <p>3 専任職 (A) 女性の平均継続勤務年数 34.92年 (B) 男性の平均継続勤務年数 33.58年 (A)／(B) = 1.04</p> <p>4 パートナ職員パート職員 (A) 女性の平均継続勤務年数 10.96年 (B) 男性の平均継続勤務年数 13.73年 (A)／(B) = 0.80</p>
<p>【評価項目3：労働時間等の働き方】 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること</p>	<p><達成> 全ての月で45時間未満である。</p>
<p>【評価項目4：管理職比率】 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値の1.5倍以上であること。</p>	<p><達成> 22.3% ≥ 20.85% ※管理職に占める女性の割合について、金融業の産業平均値13.9%の1.5倍は20.85%である。</p>
<p>【評価項目5：多様なキャリアコース】 直近の3事業年度のうち、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）の実績を有すること。</p> <p>A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用</p>	<p><達成> 以下のとおり2項目以上の実績がある。</p> <p>A 9人 B 0人 C 2人 D 3人</p>

女性活躍推進法に基づく認定制度の概要

- ◆ 厚生労働省では、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良である**等の一定の要件を満たした事業主を、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業として認定しています。
また、えるぼし認定を受けた事業主のうち、**一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である**等の一定の要件を満たした場合にプラチナえるぼし認定を受けることができます。
- ◆ 認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、認定を受けた企業であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージ向上等につながることを期待できます。
また、えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、公共調達で加点を受けることができ、有利になる場合があります。

認定の段階

<p>プラチナえるぼし</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ●男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※) ●プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること。(※) ●女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※) <p>※ 実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要。</p>
<p>えるぼし（3段階目）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>えるぼし（2段階目）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>えるぼし（1段階目）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

■ えるぼし認定については厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況

1 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況（中国地方及び全国）

	認定企業数	認定段階			プラチナ 認定企業数
		1段階目	2段階目	3段階目	
島根県	9	0	4	5	1
鳥取県	11	0	5	6	1
岡山県	36	0	15	21	0
広島県	25	0	13	12	0
山口県	19	0	14	5	0
全国	2,973	15	940	2,018	66

(令和6年8月末現在の速報値)

2 島根労働局管内認定企業

(1) 法第12条に基づく「プラチナえるぼし」認定企業（1社）

	認定企業名	業種	認定	認定年月
1	株式会社山陰合同銀行（松江市）	金融業		R6年8月

(2) 法第9条に基づく「えるぼし」認定企業（9社）

	認定企業名	業種	認定段階	認定年月
1	公益社団法人益田市医師会（益田市）	医療福祉法人	★★★	H28年11月
2	株式会社山陰合同銀行（松江市）	金融業	★★	H28年12月
3	社会福祉法人壽光会（出雲市）	社会福祉法人	★★★	H30年9月
4	社会福祉法人島根県社会福祉事業団（松江市）	社会福祉法人	★★	H30年12月
5	社会福祉法人あすなろ会（出雲市）	社会福祉法人	★★	R4年10月
6	株式会社共立エンジニア（松江市）	学術研究、専門・ 技術サービス業	★★	R5年1月
7	株式会社シーエスエー（出雲市）	情報通信業	★★★	R5年3月
8	社会福祉法人石見さくら会（邑智郡）	社会福祉法人	★★★	R6年3月
9	若女食品株式会社（江津市）	食料品製造業	★★★	R6年7月

■島根県内のえるぼし認定企業の詳細はこちら

島根労働局ホームページ（女性活躍推進法ページ）をご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/news_topics/news/_84684/_120061/_120062.html